

東アジア金融統合と民主制度・人権¹⁾

岡 本 至*

1. 問題の所在

2012年6月1日から、日本円と中国人民元との直接取引が開始された。日中間の貿易や金融取引が拡大する中で、従来あいだに米ドルを介して行われた円と人民元の為替取引を直接行うことによる取引コスト削減などを狙った措置である²⁾。同時にこれは、1990年代末から始まった東アジア地域の金融通貨協力の中に位置づけることができる。

東アジアの金融通貨面での統合は、同地域の経済統合全体の中でも突出して進展している。貿易面では、ASEAN内のAFTA（アセアン自由貿易協定）や、ASEANと日本、中国が別個に締結しているFTAがあるが、東アジア全体をカバーする枠組みは存在しない。環太平洋パートナーシップ協定（TPP）は、目標としてはAPEC全域にわたるFTAを目指しているが、いまだに正式な成立には至っていない。地域内の保健衛生や災害対策における協力は、断片的なものにとどまっている。これらの分野と比較して、地域金融協力はチェンマイ・イニシアティブ（CMI）という中心的な枠組みが存在し、アジア開発銀行（ADB）や東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）など特定の国際機関がイニシアティブを取り、相互に連携しつつ推進する形が定着している。東アジアの地域協力の中で、金融分野の制度構築は際立っていると評価できるだろう³⁾。

さて、自由で民主的な国家であることを参加条件とした欧州連合（EU）とは異なり、東アジアに成立しつつある地域経済統合の中には、日本や韓国、インドネシア、フィリピンや台湾などの自由で民主的な国家と、中国やベトナムに代表される非民主的で抑圧的な国家が共存している。マレーシアやタイ、シンガポールなど、選挙など民主的な制度を備えながらも権威主義的であるような、いわば中間的な政治体制の国も存在している。

東アジア地域統合が加速する中で懸念されるのは、民主的な国家と非民主的な国家が混在する東アジアで地域統合が進むことが、地域の政治や人権状況をどう変えるのか、特に地域の民主国家の政治制度や人権水準を変えることがないのか、という問題である。

欧州統合においては、その最初の段階から、経済統合とともに政治的な統合が目指されてい

* 准教授／国際政治経済学

た。そのため、欧州統合に参加できるメンバーが自由で民主的な国であることは、最初から「暗黙の前提」とされていた。この前提は、欧州連合を創設したマーストリヒト条約で明文化されている。これに対して、東アジアでは経済面の相互依存が先行し、東アジア諸国の経済発展、市場経済化する国家の拡大とともに、政治的な意図とは別に、経済統合が進展するという、いわば自生的な統合が深化していった。しかし、実質的な経済統合が進むとともに、統合を秩序づけるような地域制度や地域協力が求められるようになる。そして、そういう地域制度が、域内諸国の政治統合を促すという道筋も考えられる。

本稿では、近年深化を続ける東アジアの金融通貨協力が、地域の民主制度や人権の維持と言う観点からどう評価できるかを考える。まだ成立していない事象についての考察であるため、理論的な考察が中心になる。この試論が、アジア地域統合論に新しい光を投げかけるものとなれば幸いである。

2. 本稿の前提と立場

ここで、本稿(著者)の政治制度についての立場を明確にしておきたい。

本稿では、民主的な法や政治制度は、ひとの自由や権利を確保する上で不可欠のものだと考える。実効的な強制力を持つアクターが、法の支配や立憲主義によってその恣意的な力の行使に対する制約を受けなければ、必ず、ひとの権利や自由を侵害して来る。近現代の歴史はこの事実を十分に示している。中国をはじめとするアジアの非民主主義国における人権状況の低さは、民主的制度がひとの権利を守るために不可欠であることを示している。

地域統合に対する本稿の見解は、上記の立場から導出される。EUのように、参加資格を民主的な国家に限定した地域統合であれば、政治統合に至ったとしても加盟国の民主化度や人権水準は大きく変化しないだろうが、東アジアで想定される地域統合では、中国に代表される非民主主義国の参加を排除できないため、政治統合は、加盟国の民主化水準をネガティブに変化させる可能性がある。

この点については、もう少し詳しく議論する必要があるだろう。

政治統合は、不可避的に、政治的な統治原則の統合を伴う。国家であれ地域機構であれ、政府機関がつくる法やルールは強制力を持つ。地域統合においては、国が独占していた権力を地域機構が分有することになるが、そのときには地域機構もまた強制力を持った権力機構になる。権力機構がひとびとを統治する原則には、大きく分けて二つある。ひとつは、権力機構もまた明示的な法の支配下にはいり、権力の範囲がその法によって制限される「法の支配」「立憲主義」の原則であり、一般に民主的統治といわれるものである。もうひとつは、権力機構が法や憲法に拘束されず恣意的に権力を行使するような統治原則である。これを専制的統治と呼ぶこともできるが、軍事独裁、ファシズムや一党独裁など、多くの非民主的な国家において行われている。

複数の国が政治統合を行い、単一の地域機構(または地域機構のネットワーク)によって社会が統治される場合、異なる国に異なった統治原則を敷くことは困難である。リンス/ステパ

ンが示すように、民主的な政治体制が安定するのは、アクターが民主的政治を「街の唯一のゲーム」と見なすときであり、他の選択肢がある場合は、権力者は民主制度を無効化して恣意的な権力行使をするインセンティブを持ち、それを実行する⁴⁾。これは地域統合においても当てはまる。非民主的権力は、地域機構の中でも、制度的制約を受けない恣意的な権力行使を求めると考えられる。

この議論が示しているのは、近代的政治理論のちょっとした拡張である。ひとの自由や人権を維持するためには、恣意的な権力というライオンを檻に入れておかなければならない。同様に、民主的な国家は、非民主的権力というライオンを持つ国家との政治統合を行ってはならない。それは、政治体制を非民主化するのと同様に、ひとの権利を奪う結果をもたらすことになるだろう。

ところで、特定地域における民主制度や人権水準の維持という問題は、本来は安全保障政策の対象となるべき問題である。ある国の統治原則を隣国の圧力から守るのは、究極的には軍事力に裏付けられた国家主権だからである。その意味で、本稿が地域の金融協力のみを論じているのは明らかに片手落ちであり、本来ならば、アジアの民主制度を維持促進するための安全保障戦略論の一部として書かれるべきものである。

さらに、アジアの民主的な国家の多くが米国と軍事同盟または協力関係を結んでおり、東アジアの通貨問題が各国通貨と米ドルとの安定性をめぐるものであることを考えれば、米国と東アジアの戦略的・金融的関係を抜きにして本稿の問題を議論するのは不可能である。すなわち、米国抜きの東アジア通貨統合は必然的に米国の地域におけるプレゼンスを低下させ、地域の民主主義を守る力を減退させる、という議論を避けるわけには行かないのである。

しかし本稿では、米国と東アジア民主制度をめぐる安全保障関係という大問題を敢えて脇において、その枝葉にあたる地域金融・通貨協力を取り上げる。その理由は、経済協力は地域の政治・安全保障体制に大きな影響を与えるにも関わらず、しばしばその政治的影響を無視した議論が行われるからである。いうまでもないことだが、安全保障と経済は無縁ではない。本稿が主張するように、特定の機能的な地域協力は地域の政治体制に影響を与えるが、機能的なフォーラムで政治体制をめぐる議論が行われることは殆どない⁵⁾。そのため、機能的な地域枠組みの政治的影響については、特別に議論を立てる必要があるのである。本稿は、そのような議論のひとつとなることを目指している。

正直なところ、本稿のような問題設定は、多くのひとに次のような違和感を持って受け止められるのではないかと危惧している。第一に、東アジアの国際協力や統合を考えるひと、地域の政治統合までは想定していない。そんなことを心配するのは杞憂だ、という見解があるだろう。しかし、私たちが想定していないことを他者も考えていないと思いつくのは間違いであろう。地域の中の非民主国家、例えば中国が、自分たちの統治原則や人権水準をスタンダード

として、地域の他の国にも適用しようとするのは、それほど不自然ではない。中国（少なくとも中国共産党権力）にとっては、現在の中国的統治や中国的人権水準が望ましいものであり、それに地域全体が従ってくれた方が好都合であるはずだ。彼らが今よりもさらに力を得たとき、私たちにそれを求めてくることは十分考えられる。

第二の違和感は、東アジアの通貨統合は、実現するとしても遠い将来のことであり、今から心配するにはあたらな、アジア通貨が統合される頃には中国も民主化しているだろう、といったものだろうか。しかし、現在の世界経済の混乱を前提とすれば、アジアで通貨統合構想が急激に進み、私たちが即断を迫られるような状況が意外に早くやって来ることもあり得る⁶⁾。また、中国のような国が何らかの政治的思惑から、私たちに通貨統合を呼びかける事態が起きないとも限らない。そのようなときに正しい判断ができるように、将来を先取りして考えておくことは、決して無駄ではないと考える。

次の節では、現在まで進展してきたアジア金融通貨協力のさまざまな動きを概観し、個々の試みがアジアの民主的國家の自律性や民主制度を脅かす危険性について考察する。

3. アジア金融通貨協力のタイポロジー

東アジア地域の金融通貨協力の動きが始まったきっかけは、1997年5月に始まったアジア金融危機であった。97年の秋にはすでに、日本がアジア版IMFともいえる「アジア通貨基金」構想を提案している。この構想は米国やIMF、さらに中国などの反対により実現しなかったが、その後、次のようなアジア域内における金融通貨協力が進展している。

(1) チェンマイ・イニシアティブ (CMI)

1999年11月、マニラにおけるASEAN+3の非公式首脳会議で採択された「東アジアにおける協力に関する共同声明」を受けて、2000年5月にタイのチェンマイで開かれた財務相会議で合意された、ASEAN+3域内の2国間通貨スワップ協定が、チェンマイ・イニシアティブ (CMI) である。通貨危機に直面した国に対して外貨を提供する機構を示すことで危機を抑止しようとする、通貨の集団安全保障ともいえる制度である⁷⁾。

CMI自体は各国間が主体的につくる通貨防衛枠組みであり、地域的な機構に國家の権限を移譲するものではなく、また域内通貨統合を目指すものでもない。

(2) CMI マルチ (CMIM)

CIM創設後、ASEAN+3の財務相会議の場を中心に、CMIの拡充・強化の努力が行われた。具体的には、通貨スワップ発動メカニズムの明確化、集団意思決定メカニズム確立、域内経済サーベイランス機能の強化・CMIとの統合などを内容とする。同時にこの動きは、2国間取りきめのネットワークであったCMIを、単一の多国間機構であるCMIマルチ (CMIM) とする「マルチ化」の取り組みでもあった⁸⁾。

CMICは、地域機構の権限を強化し、各国の主権の一部をそれに以上使用という方向性を有する試みだと解釈することも可能である。

（3）アジア債券市場育成

アジア通貨危機の背景に、域内金融機関が外貨で借りた短期資金を自国通貨で長期貸出するという「ダブル・ミスマッチ」が存在するとの共通認識に立ち、アジア地域内で地域通貨建ての証券市場を育成するための「アジア債券市場育成イニシアティブ」（ABMI）が進められている。ABMIは、日本の提案によって2003年8月のASEAN+3財務相会議で合意され、開始された。具体的には、域内債券市場の拡大充実のための課題別の検討や、域内通貨建てによる国際金融機関債券発行を行っている。同時に、アジア債券市場に資金を提供する主体として、「アジア債券基金」（ABF）が、アジア・オセアニアの11中央銀行役員会議である東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）によって創設されている⁹⁾。

アジア諸国の政府や企業が自国通貨建て・地域通貨建ての債券を発行し、域内で資金調達することは、通貨統合を目指すものでもなく、地域的機構への国家主権委譲も含まない。

（4）アジア通貨単位

アジア通貨危機後、アジア開発銀行（ADB）を中心にアジア通貨単位（ACU）の研究・開発が進められている。ACUは、アジア各国のGDP、貿易量などでウェイト付けられた各通貨が合成された計算上の通貨である。2002年のアジア欧州会議で日本から提案されたもので、2006年ASEAN+3財務相会議で研究が決定された。2007年からADBがACUを公表する予定だったが、見送られて現在に至っている。

ACUを公表する意義としては、域内通貨の為替レートと想定上のACUとの乖離をみることで、域内通貨の均衡をはかるというベンチマーク機能が挙げられる。しかし、ACUの提唱以来、その創設をアジア通貨統合への一プロセスとする議論が数多く行われている¹⁰⁾。

実際、ACUのモデルである欧州通貨単位（ECU）は、欧州通貨統合時にユーロの基礎となったが、それまでのベンチマークとしての使用は限界的なものにとどまっている。将来の通貨統合を前提としない限り、ACUをつくる意義は限られているともいえる¹¹⁾。

（5）アジア通貨統合？

前項でも触れたが、アジア金融通貨協力の最終的な目標として、アジアでも欧州のユーロのような共通通貨を創設し、各国の通貨主権を地域的機関に移譲するという構想が語られることが多い。それらの議論の多くは、アジア通貨統合を「遠い将来の夢」として描いているが¹²⁾、現在、国際経済が急激な変貌を遂げていることに鑑みれば、その実現は意外に早くやって来るのかも知れない。

いうまでもなく、アジアの通貨を統合することは、各国中央銀行が持っていた通貨発行権お

よび金融政策の権限を、地域機構に委譲することを意味する。

さて、これらのアジア金融通貨協力の取り組みを、①「国家から地域的機構への権限移譲」、②「通貨統合に導く力」という二つの観点から整理したのが下の図である。

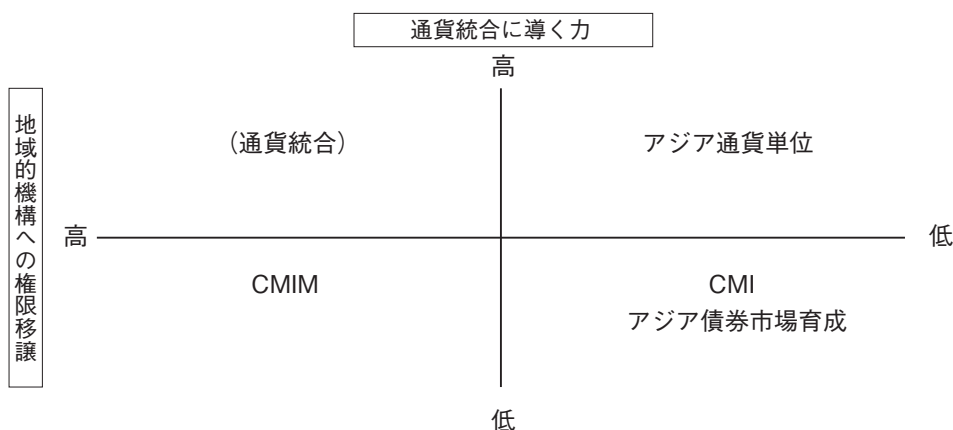


図1 アジア金融通貨協力のタイポロジー

4. 地域統合理論によるアプローチ

周知のように、地域統合の理論にはバラッサにはじまる経済統合を中心とした議論と、国際関係論の中の国際統合理論がある。これはどちらも、特定地域に限定されない一般理論の形を取りながらも、ヨーロッパ統合の進展に強く影響された理論である。前述のように、欧州統合は、西欧（のちに中欧・東欧を含む）の自由民主主義国の間の政治経済統合であり、メンバーの全てが民主的な政治制度や理念を共有することが当然視されていた。ヨーロッパ統合をモデルとした地域統合論の多くが、本稿の関心に適用困難である理由は、欧州では、民主的国家と非民主的国家の統合の可能性が最初から排除されていたことにある。

経済的統合論では、自由貿易協定、関税同盟、通商政策の合同、経済政策の合同のように、統合が段階的に進展していくことを描写しているが、その進展の理由や動機について特別の説明をしていない¹³⁾。また、本稿のテーマである統合と民主的政治制度の関係については、全く議論していない。

国際関係論の中の統合理論としては、新機能主義、国家間主義（政府間主義）、多層的ガバナンス論などが挙げられる。これらの中で、国家間主義は国家を特定の政策選好をもつ合理的アクターとして捉えるネオリベラル制度論に立脚した議論であり、本稿の関心とは関連が薄い¹⁴⁾。多層的ガバナンス論は、異なるレベルの社会統治において異なる統治原則（法の支配vs権力の恣意的行使、人権保護vs人権弾圧、など）が適用される可能性に言及しているならば、私たちのテーマと関連付けることも出来るが、その角度からの研究については、寡聞にして知

らない。

新機能主義は、特定の技術的・機能的分野の国際協力が他分野に「スピルオーバー」し、経済統合が深化して政治統合に向かう過程に言及していることに、本稿との関連を見出すことができる¹⁵⁾。ただし、新機能主義では統合深化が暗黙のうちに「良いこと」とであると指図されているが、本稿ではそれはむしろ避けるべき、望ましくない事態であると考えている点が異なっている。残念なことに、新機能主義は機能的分野の協力がなぜ、どのようにアクターや制度を動かし、政治統合まで導いて行くかの説明が不十分であり、政治統合へのスピルオーバーを防ぐために何が必要なのかという我々の関心事にも、明確な答えを与えてくれない。もし新機能主義者がいうように、機能的分野の地域協力が必然的に地域的政治統合を導くのであれば、私たちは地域的な協力全てを廃止するか、あるいは非民主的国家との政治統合を受け入れるしかなくなってしまう。どちらの選択肢も非現実的で望ましくないことは、いうまでもない。

以上、地域統合理論を概観してみた。その結果、どの理論も単独で本稿に明確な指針を与えてくれるものでないことが明らかになった。次の節では、国際経済学理論から、本稿の問題への接近を試みることにする。

5. 最適通貨圏論によるアプローチ

この節では、域内金融通貨協力の最終的な段階ともいえる通貨統合について、「最適通貨論」の議論を参照しながら考える。「最適通貨圏論」は、複数の国家について、ひとつの通貨を採用することが最適である条件を求める、国際経済学における議論である。マンデルなどを嚆矢とするこの議論は、単一通貨圏内における「非対称的ショック」（例えば、域内の一国における生産性拡大や需要増など）が調整され得るかという理論上の問いを立て、それが圏内の通貨変動を伴わない形で調整可能であるとき、その圏域は最適通貨圏であると結論する。

最適通貨論は、通貨同盟が経済厚生を向上させる条件を問うが、この議論は本稿にも関連が深い。いったん通貨が統合された地域内では、事後的にであれ、最適通貨圏を形成する方向への経済的・政治的圧力がかけられるからである。

では、国際経済学が示す最適通貨圏の条件は何か。マッキノンによると、それは貿易の開放性である。単一通貨圏の中の一国内における需要拡大は、その国の輸入増を招く。このとき、圏内の貿易開放度が高い（しかし、圏外との貿易開放度は低い）ならば、その他の圏内国の輸出への需要が増加し、非対称性ショックは調整される¹⁶⁾。

マッキノン・モデルの本稿に対する含意としては、通貨統合は地域内の貿易開放度を高める圧力となる、ということである。域内貿易開放度と政治統合は無関係ではないだろうが、その関係は決定的なものとは考えられないので、同モデルと本稿の関心事との関連性は薄いと考えられる。

マンデルは、域内の労働の移動性が十分に高ければ、成長率が低い経済から高い経済に労働力が移動することで、非対称性ショックを解消できると主張した¹⁷⁾。欧州では、EU加盟国を

中心とする25カ国が、ひとが相互に国境検査なしに国境を越えることを可能とするシェンゲン協定に加盟している。同協定加盟国とユーロ構成国は必ずしも一致しないが、ユーロ構成国のうちキプロスとアイルランドを除く14カ国が同協定に加盟している。

もし東アジア版シェンゲン協定がつくられ、東アジア諸国がこれに加盟することになった場合、どのような状況が発生するか。容易に想像されることは、所得水準が低い中国など非民主主義国から、日本・韓国など所得水準が高い民主主義国への労働移動が増加する事態である。すなわち、現在よりはるかに多数の中国人、ベトナム人などが日本や韓国で就業するようになるだろう。シェンゲン協定加盟国間では警察協力・司法協力が進んでいるように、このような状況は日韓と中国の間の警察・司法協力を推し進めることになる。

日本は既に、中国を含む諸外国と、「捜査共助」「逃亡犯引き渡し」「司法共助」などに関する条約を締結し、それらの国との警察・司法分野の協力関係を構築している。これらの諸条約では「政治犯」を共助対象から外している。日本が加盟する国際刑事警察機構(ICPO)の活動原則でも、同機構は政治的、軍事的、宗教的な性格を持ついかなる干渉・活動もしないと明記されている。このような原則が厳格に適用されるなら、中国との警察・司法協力が進んだとしても、必ずしも日韓の人権水準を引き下げることにならないかも知れない。

しかし、日本の靖国神社で放火事件を起こし、さらに在韓日本大使館に火炎瓶を投げ逮捕された中国人に対して、日本政府は韓国政府に「日韓犯罪者引き渡し条約」に基づいて身柄の引き渡しを求めたが、ソウルの高等裁判所はこの中国人が「政治犯」に当たるとの理由で引き渡しを拒否したという事件があった。この事件に見るように「政治犯」の定義や解釈が恣意的に行われるなら、この原則が骨抜きにされ、あるいは逆に濫用される可能性も考えられる。

非対称的ショックが解消される第三の条件は、財政移転の可能性である。域内の好景気かつ健全財政の国から、不景気で財政赤字の国に財政資金をスムーズに移転させることができれば、偏在的なショックを域内で調整することが可能になる¹⁸⁾。欧州に目を向けるなら、加盟国間の財政移転可能性をマーストリヒト条約が排除していることが、ギリシャ危機に端を発するユーロ危機が終結しない原因のひとつであることは疑いがない。

ユーロ危機に対する経済学的処方箋は、①ギリシャなど問題国の統一通貨からの排除、または、②何らかの形の財政統合、であろう。このうち、より容易で合法的(合条約的)な方法は①であるにもかかわらず、危機発生以降のユーロ圏は明らかに財政統合の方向に向かっている。その理由がなぜかは興味深い問題だが、ここで指摘すべきことは、ユーロ圏では、通貨統合が域内財政統合を導くという、最適通貨圏論とは逆方向のメカニズムが働いているという事実である。

東アジアで通貨統合が達成された場合、同様のメカニズムが働き、域内財政統合に向かう圧力がかかるだろう。国の財政は、その国の活動全体の経済的表現であることを考えるなら、財政が統合された地域では、政治もまた統合に向かうと考えられる。特に、中国のような地域の中心国が政治統合を求めた場合、他の国がそれを拒むことは困難になるだろう。

この節の議論をまとめよう。最適通貨論が示すところでは、東アジアにおける通貨統合は地域の政治統合を推進するか、少なくとも政治統合に向かう強い圧力をかける。もしわれわれがアジアの政治統合を望まないのであれば、地域通貨統合は避けるべきである。

6. アジア金融通貨協力の評価

ここでは、これまでの議論を踏まえて、現在進行中の様々なアジア金融通貨協力について、本稿の観点からの「評価」を試みる。評価の基準は、そのプロジェクトが非民主国家を含む東アジアの、①政治統合をうながすか、そして②通貨統合をうながすか、である。本稿の立場から①が望ましくないのはいうまでもないが、②も、それが政治統合を促進するという意味で、忌避されるべきと評価される。

CMIについては、それが発足当初の通貨の共同防衛メカニズムに留まるのであれば、政治統合にも通貨統合にも向かわないだろう。しかし、第3節でみたように、地域の共通経済サーベイランス機能を強化し、国家権限の地域機構への移譲をもたらすようなCMIMへの進化は、地域の政治統合への一步となり得るので、望ましくない。

地域通貨単位の創設は、それが通貨統合へのプロセスになるという以外の意義が見出せないという点で、よくて無意味、悪ければ通貨統合を通して、地域の政治統合を促進しかねない、危険な試みということになる。地域の通貨統合が危険であるのは、前節に見たとおりである。

一方、地域の債券市場育成は、地域の新興国開発プロジェクトのひとつとしては、積極的に評価しうるものである。しかし、それが地域の「共通」債券市場を育成するという志向性を持つならば、域内金融市場の統合を通じた地域統合を強化してしまうかも知れない。

本稿の評価は、下の図にまとめられている。

	政治統合へ向かう可能性	通貨統合へ向かう可能性
CMI	×	×
CMIM	○	△
債券市場育成	×	×
地域通貨単位	×	○
通貨統合	◎	—

図2 金融・通貨協力和政治統合

7. 結論

この報告では、東アジアの民主制度や人権水準の維持という観点から、同地域における金融通貨協力を考察・評価した。その結果、金融通貨協力のうち、地域通貨単位創設や域内共通の経済サーベイランスなど、地域の政治統合や通貨統合を誘導するようなものは危険であるが、地域債券市場育成のようにそれらを誘導しないものは無害である、ということが明らかになっ

た。この結論は、闇雲に進められている現在のアジア金融通貨協力に疑問を投げかけるとともに、経済統合と政治体制や人権との関係についての真剣な議論が必要であることを示している。

前述のように、ある地域における民主制度・人権の維持は、第一義的には安全保障政策の対象である。一方、金融協力のような機能的な分野では、政治体制などに関心が薄い経済専門家間の議論だけで政策が進められる傾向がある。しかし、金融統合のように政治統合に結びつきやすい問題では、経済専門家の技術的議論を超えた議論が必要である。国際政治経済学 (IPE) という学問分野は、そのような越境的な問題を扱うために作られた領域であった。地域経済統合が深まる現在、IPE 研究者がその学問的原点に立ち返り、政治制度や人権という政治学の根本問題についても積極的に研究し発言する必要があると、私は考える。

注

- 1) 本稿は、アジア政経学会 2012 年度研究大会 (2012 年 10 月 13 日) における報告論文に基づいている。
- 2) 目黒克幸「日中金融協力と円・人民元直接交換取引 市場発展のカギを握る日中間取引における両国通貨の利用拡大」『金融財政事情』2012 年 7 月 23 日号。
- 3) 金融協力が他分野に先駆けて進んでいる理由は興味深い、本稿では取り上げない。
- 1) 本稿は、アジア政経学会 2012 年度研究大会 (2012 年 10 月 13 日) における報告論文に基づいている。
- 2) 目黒克幸「日中金融協力と円・人民元直接交換取引 市場発展のカギを握る日中間取引における両国通貨の利用拡大」『金融財政事情』2012 年 7 月 23 日号。
- 3) 金融協力が他分野に先駆けて進んでいる理由は興味深い、本稿では取り上げない。
- 4) Juan J. Linz and Alfred C. Stepan, Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe, Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1996. リンス／ステパンは香港を例に挙げ、国家主権を中国共産党に委ねている香港では民主制度は機能しないと述べている。
- 5) アジア金融通貨統合論における政治的議論の不在については、アジア金融通貨協力に関する書籍や学会パネル、シンポジウムなどを少し調べてみれば、すぐに理解されるであろう。
- 6) 西村陽造『幻想の東アジア通貨統合：日本の経済・通貨戦略を問う』日本経済新聞社、2011 年、i-iii ページ参照。
- 7) 中條誠一『アジアの通貨・金融協力と通貨統合』文眞堂、2011 年、65 - 75 ページ。
- 8) 中條前掲書、同ページ、西山香織「アジアの地域金融協力 - ASEAN + 3 とチェンマイ・イニシアティブのマルチ化 -」『ファイナンス』2009 年 6 月、財務省、など。
- 9) 清水聡「アジア債券市場育成の課題と展望」『環太平洋ビジネス情報』Vol.8, No.30、日本総研、2008 年、財務省ホームページなど。
- 10) 例えば、渡辺真吾・小倉将信「アジア通貨単位から通貨同盟までは遠い道か」日本銀行ワー

キングペーパー、2006年11月、など。

- 11) 渡辺・佐藤前掲論文。
- 12) 本稿では、次節に見るような理由から、アジア通貨統合は「悪夢」であるとする。
- 13) B. Balassa, *The Theory of Economic Integration*, London: Allen and Unwin, 1962.
- 14) A. Moravesik “Preferences and Power in the European Community: A Liberal Intergovernmental Approach”, *Journal of Common Market Studies*, Vol. 31, No. 4, 1993.
- 15) E. B. Haas, *Beyond the Nation-State*, Stanford: Stanford University Press, 1964.
- 16) R. McKinnon, “Optimal Currency Areas”, *American Economic Review*, Vol. 53, No. 4, 1963.
- 17) R. A. Mundell, “A Theory of Optimal Currency Areas”, *American Economic Review*, Vol. 51, No. 4, 1961.
- 18) A. Jeffrey Frankel, “No single currency regime is right for all countries or at all times,” NBER Working Paper, no. 7338, 1999.

主要参考文献（注で言及されていないもの）

- 佐藤洋治・他編著（2011）『アジア共同体の創成に向かって』ワンアジア財団
- 塩見英治・他編著（2011）『東アジアの地域協力と経済・通貨統合』中央大学出版部
- 鈴木隆（2011）『東アジア統合の国際政治経済学－ASEAN地域主義から自立的発展モデルへ』国際書院
- 森川裕二（2012）『東アジア地域形成の新たな政治力学：リージョナリズムの空間論的分析』国際書院
- 山本吉宣・他編著（2012）『国際政治から考える東アジア共同体』ミネルヴァ書房
- Chauhan, Pradeep, *Asian Economic and Financial Integration in Global Framework*, New Century Publications, 2009.

（2012.10.26 受稿，2013.1.11 受理）